記

＜A＞

ア　売主負担の仲介手数料

イ　売主負担の契約書印紙代、領収証印紙代

ウ　売主負担の手付金保全手数料

エ　売主負担の測量費、分筆費、土壌汚染調査費、土壌改良費、解体撤去費、登記手続費用等の不動産売却のために必要な費用

オ　更生手続開始決定日以降、決済日前日までの固定資産税、都市計画税等の公租公課。ただし、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社が負担するものとして控除しないものとし、固定資産税及び都市計画税の納税負担の起算日は取引毎の定めによるものとする。

カ　更生手続開始決定日以降、決済日前日までの共益費、管理費、火災保険料等の担保不動産の維持管理費用。ただし、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社が負担するものとして控除しない。

キ　その他、担保不動産の売却に関連して売主が負担した費用で、担保権者の同意を得た費用

＜B＞

ク　更生手続開始決定日以降、決済日前日までに生じた当該不動産にかかる果実。ただし、控除項目オ及びカを控除する場合に限り加算するものとし、更生会社が現実に収受したものに限る。

4　株式実質売却価額

株式売却代金から、下記＜A＞記載の諸経費の合計額を控除し、下記＜B＞記載の項目の金額を加算した金額をいう。

記

＜A＞

ア　売主負担の仲介手数料

イ　売主負担の契約書印紙代、領収書印紙代

ウ　更生手続開始決定日以降、決済日前日までの期間に相当する涼仙ゴルフ倶楽部の年会費。ただし、算定にあたっては、１年を365日とする日割計算とし、１円未満の端数は切り上げる。

＜B＞

エ　更生手続開始決定日以降、決済日前日までに更生会社が現実に収受した株式配当金

5　更生担保権不足額

届出更生担保権額のうち当該担保権の極度額若しくは設定額又は被担保債権額のいずれか少ない額と、確定更生担保権額（第９項の共同担保物件については、各不動産につき確定した更生担保権額の合計額）の差額で、一般更生債権として確定した債権額をいう。

6　超過相当部分

実質売却価額又は株式実質売却価額が、当該売却物件にかかる確定更生担保権額を上回った場合における、更生担保権不足額に当たる一般更生債権のうち実質売却価額又は株式実質売却価額と確定更生担保権額の差額に相当する部分をいう。

7　超過額

実質売却価額又は株式実質売却価額が、当該売却物件にかかる確定更生担保権額を上回った場合における、実質売却価額又は株式実質売却価額のうち確定更生担保権額を上回った額をいう。

8　不足相当部分

実質売却価額又は株式実質売却価額が、当該売却物件にかかる確定更生担保権額を下回った場合における、更生担保権のうち実質売却価額又は株式実質売却価額と確定更生担保権額の差額に相当する部分をいう。

9　共同担保物件

更生手続開始決定日に共同担保関係にあり、かつ更生計画認可決定日以降も存続する担保権のある不動産をいう。

10　価値代償物

別表26「担保権の目的物一覧表（不動産）」記載の物件番号107ないし134の不動産（以下「小高物件」という。）について、福島第一、第二原子力発電所事故によって当該不動産の財物価値が喪失又は減少したため、更生計画認可決定日以降に、東京電力株式会社等から填補される予定の損害賠償金（損失補償金）ないし損害賠償債権（損失補償請求債権）をいう。ただし、弁護士費用相当額は含まない。

11　元本等債権

確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金を除いた確定更生債権をいう。

12　現金弁済部分

元本等債権額が1000万円超3000万円以下の部分について、50％免除された後の元本等債権額のうち60％相当額の現金で弁済される部分をいう。

13　代物弁済部分

元本等債権額が1000万円超3000万円以下の部分について、50％免除された後の元本等債権額のうち40％相当額の株式で代物弁済される部分をいう。

第２節　更生計画の基本方針（省略）

第３節　更生計画の要旨（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法

第１　預金質権に担保変換済みの更生担保権の弁済方法

1　確定債権

確定した更生担保権のうち、更生手続開始決定日以降に担保変換を行い、質権設定をした更生担保権の債権者数及び金額は以下のとおりである。債権者別の内訳は別表６「更生担保権弁済計画表（預金）」のとおりである。

債権者数	確定更生担保権額
３名	（合計）　93,890,870円

2　権利の変更及び弁済方法

別表６「更生担保権弁済計画表（預金）」記載の確定更生担保権については、更生計画認可決定日から３か月以内に、確定更生担保権額全額を一括して弁済する。

担保変換前に更生会社所有の株式に設定されていた質権を対象としていた更生担保権については、確定更生担保権額から、下記の諸費用を控除した額を弁済する。

記

更生手続開始決定日以降、決済日前日までの期間に相当する涼仙ゴルフ倶楽部の年会費。ただし、算定にあたっては、１年を365日とする日割計算とし、１円未満の端数は切り上げる。